

ロックアーム F-5

【警告】**＜使用方法＞**

1. 本品及び併用医療機器の添付文書を必ず読むこと。
2. 本品は未滅菌で販売されている。必ず滅菌又は滅菌ドレープをしてから使用すること。時間や温度等の適正な条件については、【操作方法又は使用方法】及び滅菌器メーカーの添付文書に従うこと。
3. 使用前に破損等異常の有無を確認すること。磨耗、劣化、腐食、変形、孔食、その他の損傷がある機器は使用しないこと。
4. 使用前に接続部が正しく接続されていることを確認すること。
5. 本品の性能を最適に保つため、年に 1 回は製造元による調整を行うことを推奨している。【保守点検および定期点検に関する事項】8.5 点検項目を参照すること。

【禁忌・禁止】

1. 本製品は【使用目的】に記載した目的以外に使用しないこと。
2. 購入後の本品への二次的加工は行わないこと。
3. 塩酸、硫酸、硝酸等の鉱酸および研磨剤の使用禁止

【形状・構造及び原理等】

固定器本体 F-5



コントロール BOX



F-5 オプション：

- F-5S（ベッドに対して左右回転型）、
F-5B（ベッドに対して前回転型）、F-5W（ベッドに対して左右・前回転型）、F-5P（アーム部ポール付）、
F-5PS（アーム部ポール付・ベッドに対して左右回転型）
F-5PB（アーム部ポール付・ベッドに対して前回転型）、
F-5PW（本体部ボールジョイント付・ベッド取付治具別置き）

1. 外形寸法：固定器 W64 X D64 X H250mm

コントロール BOX W160×D2600×H180mm

＜ホルダーアタッチメント＞

硬性鏡外筒把持用	硬性鏡本体把持用	
HM3510SLBJ	HM1012BJ	腸ヘラ用 IS1000
HM1030BJ	HM1430BJ	デジカメ用 DM1000
	HM3242NB	
	HM0821	
腸ヘラ用 IS1000	デジカメ用 DM1000	

＜動作原理＞

本製品は、外部から供給される圧縮空気又は窒素ガスを F-5 本体に送気すると、これらのガスが供給源となり、本体内部に存在するシリンダを動かすことができる。シリンダが動くことによりシリンダに接続されているワイヤーが引っ張られ固定される。ワイヤーはアームの内部に繋がっている為アームも任意の位置で固定されることとなる。外部からの圧縮空気又は窒素ガスの送気を停止すると、固定状態が解除されアームは自由に動かすことができる。

【使用目的、効能又は効果】

本製品は手術時に腹腔鏡、又は各種内視鏡、処置具等を意図する位置に保持又は調整することを目的とする。

【使用方法等】**＜使用方法＞**

1. 使用前に汚れ、傷、曲がり等の損傷がないか、また可動部の動きに異常がないか確認する。ホルダーアタッチメントは予め滅菌しておくこと。
2. 滅菌ドレープをアームに被せた後、使用する処置具に応じたホルダーアタッチメントをアーム先端に取り付ける。
3. コントロール BOX と F-5 本体に中継ケーブル・チューブを接続またはセンサーファイバーケーブル（別売）は、滅菌ドレープを被せた後から任意の位置に設定し、パイピングチューブをコントロール BOX と医療用ガス配管等に接続する。
4. F-5 本体先端のホルダーに取り付けたセンサーファイバーケーブルのセンサー操作により、固定・解除を行う。
5. 使用後は、処置具を取り外した後、医療用ガス配管等の元栓を閉めて、パイピング側チューブを外し、コントロール BOX 側のチューブも外す。

関連する取扱説明書を必ずご参照ください。

- 6、ハンドスイッチとコントロール BOX のコントロールスイッチを同時に押すことでアームが柔らかくなり、柔らかいことを確認後 F・5 本体側中継ケーブル・チューブを外す。
- 7、本品を取り外し、本品の清拭及びホルダーアタッチメントの滅菌を行う。

＜推奨滅菌方法・条件＞

高压蒸気滅菌 132℃ 5 分間

（ホルダーアタッチメントのみ滅菌可能）

【使用上の注意】

- 1、使用前には必ず始業前点検を実施し、異常が認められた場合は直ちに使用を中止すること。
- 2、添付文書、取扱説明書等および「医用電気機器の使用上の注意事項」（取扱説明書に記載）を必ず参照のこと。
- 3、熟練した者以外は本品を使用しないこと。
- 4、薬剤やその他の液体及びほこり等を、本体内部に進入させないように用いること。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

＜貯蔵・保管方法＞

- 1、水濡れに注意し、高温・多湿・直射日光を避け保管すること。
- 2、振動、塵埃、腐食性ガスなどの多い場所や、化学薬品によるガスの発生する場所に保管しないこと。

＜使用耐用期間＞

指定の保守、点検並びに消耗品の交換を実施した場合の耐用期間は約 7 年〔自己認証（当社データ）による〕。

【保守・点検に係る事項】

- 1、使用后、血液・体液・組織・薬品等が付着した場合は、直ちに消毒用アルコール等で清拭除去し、必要な処置を行うこと。
- 2、始業点検並びに定期点検を必ず行い、正常かつ安全な作動を確認すること。始業点検で異常が認められた場合は、直ちに使用を中止し、購入先まで連絡すること。

＜使用者による保守点検事項＞

点検項目	点検頻度	点検内容（概略）
始業点検	使用前に 毎回実施	・本体とチューブに破損が無い か確認。 ・エア漏れの有無 ・固定器の保持力の確認

＜業者による保守点検事項＞

点検項目	点検頻度	点検内容（概略）
定期点検	1 年に 1 回	・工具と測定器を用いた点検、 調整

【包装】

1 台／箱

【主要文献及び文献請求先】

主要文献：

- (1) クロイツフェルト・ヤコブ病に関する最新の行政通知
<http://www.mhlw.go.jp/topics/2005/04/tp0418-2.html>
- (2) クロイツフェルト・ヤコブ病診療マニュアル〔改訂版〕
http://www.nanbyou.or.jp/pdf/cjd_manual.pdf
- (3) クロイツフェルト・ヤコブ病感染予防ガイドライン
<http://www.ncnp.go.jp/nin/guide/r7/pdf/CJDGuideline-9.pdf>

文献請求先：上記 URL をご参照下さい。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者： 株式会社システム・ジェーピー

〒435-0006 静岡県浜松市東区下石田町 1025-1

Tel053-545-4700 Fax053-545-4701

製造業者： 株式会社システム・ジェーピー

関連する取扱説明書を必ずご参照ください。